

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500070号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500021号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を令和元年7月19日及び同年12月20日は50万円、令和2年12月22日は37万円に訂正することが必要である。

令和元年7月19日、同年12月20日及び令和2年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月19日、同年12月20日及び令和2年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年7月19日
② 令和元年12月20日
③ 令和2年12月22日

A社から支払われた請求期間①、②及び③の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳並びに平成31年分及び令和2年分給与所得に対する源泉徴収簿、B市から提出された令和2年度及び令和3年度市民税・県民税・森林環境税に関する回答書によると、請求者は、同社から請求期間①及び②は50万円、請求期間③は37万円の賞与の支払を受け、当該各期間の賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400520 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500009 号

第 1 結論

昭和 36 年 9 月から昭和 37 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 9 月から昭和 37 年 6 月まで

手続場所はよく覚えていないものの、昭和 36 年頃、市の職員に勧められて国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料として 1 か月当たり 100 円を 10 か月分、A 市の B 地区の役所の窓口で納付したが、夫から生活が苦しいと諫められたことから、その後は納付を断念し、年金手帳は捨ててしまった。

しかし、請求期間の国民年金保険料は、将来のためという強い意思で納付したので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号(*)は、昭和 36 年 10 月 17 日に払い出されており、オンライン記録において、請求者は、同年 9 月 13 日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者は、請求期間当時に国民年金保険料を納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間当時、年金手帳において、請求期間に係る国民年金保険料の納付が確認できていた旨主張しているものの、請求者は当該年金手帳を既に廃棄した旨陳述しており、当該請求者の主張から、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがうことはできない。

このほか、請求者の請求期間における住所地である A 市は、当時の国民年金の加入・喪失・保険料納付記録等の資料は保管していない旨回答しており、請求者が、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。